

平成29年度 公益財団法人八尾市国際交流センター事業計画

当センターは、平成24年4月公益財団法人に移行し、市民、行政、企業及び各種団体等との連携を図りながら、グローバルな視野をもって積極的かつ多彩な国際交流を推進し、八尾市の国際化に寄与するために様々な事業展開を図ってきたところであります。

近年、国際情勢や在住外国人を取り巻く環境が変化する中、当法人が果たすべく指針を定め、既存事業の推進並びにさらなる法人独自の事業企画等により、経営基盤の強化に努めたいと考えております。

また、いつ発生するか分からない災害の対応として、八尾市との連携の基、「八尾市災害時多言語支援センター」を設置するにあたり、協議を重ね進めているところです。八尾市に在住している外国人が、孤独感や不安感を味わうことのないよう災害時における情報提供、生活支援や相談体制等の確立に努めてまいりたいと考えております。

最後に平成29年度は、「経営基盤の強化につながる事業企画と実施」「災害時における多言語支援センターの円滑化」を柱として、多くのボランティアの皆さんとともに、更なる多文化共生社会の実現に向けて努力してまいります。

公1 多文化共生推進事業

1 人物交流をはじめとする国際交流促進事業

事業を通じて、外国人市民が孤立することなく共生できるよう、地域での交流を深める。

ボランティアの自主活動を促進するとともに、市内に住む外国人市民にもボランティア活動を通じて地域活動に参加してもらうことを目的としている。

(1) ボランティアの登録

対 象	13歳以上で当国際交流センターの活動に賛同できる方 (18歳未満の方は保護者の同意が必要)
内 容	日本語交流、ホストファミリー、翻訳・通訳、各種交流事業参画等へのボランティア登録を促進する。

(2) 各種文化紹介

対 象	市民等
内 容	①ボランティアが企画する国・地域の家庭料理や芸術文化等を紹介する。 ②八尾河内音頭祭りに参加し、八尾の伝統文化に触れる。

(3) 市民と在住・滞在外国人との交流会

対 象	市民等
内 容	人と人との交流を通して心の壁を少しでもなくせるよう、友だちづくりや地域での交流を広げていくきっかけづくりとして市民同士が集い交流をする。

2 海外諸都市との国際親善及び交流事業

世界各地の文化や八尾、大阪、日本の文化を紹介し、相互理解に努める。異なる文化を知るだけでなく、人と人とのつながりを再確認し、地域社会を見つめ直すきっかけづくりとする。

(1) 国際親善及び海外文化紹介

実施時期	10月頃
対 象	市民等
内 容	OSAKA IN THE WORLD実行委員会に参画し、コロンビア民族舞踊団を招聘する。コロンビアの文化を紹介するとともに市民と交流し、お互いの文化について理解を深める。

(2) 八尾市都市間交流事業

実施時期	11月頃
対 象	市内在住・在学の中学生
内 容	上海市嘉定区との友好都市交流事業として、八尾市が実施する青少年交流団派遣業務を受託し、同年代の交流を通して相互理解と友好の増進を図るため、交流コーディネーターとしてプログラムを展開する。

3 国際教育を推進する事業

多文化共生社会に向けた取り組みとして、「異文化理解」をキーワードに地球市民としての人材育成の必要性を伝えていく。

(1) 国際理解セミナー

対 象	市民等
内 容	①「コロンビアってどんな国？」をテーマに理解セミナーを開催する。 ②異文化理解、多文化共生社会に関するセミナーや映画上映会を開催する。

(2) 国際教育プログラム

対 象	小・中・高等学校の児童・生徒及び教員
内 容	①各校の依頼に基づき行われる「国際教育」「異文化理解」「多文化共生社会」に関する相談やゲストスピーカーの紹介、ワークショップ等を行う。 ②希望する八尾市立小学校で、伝統の芸術や音楽等を紹介する。 ③国際教育に関する現状や課題について、国際交流関係団体等の豊富な経験や資料・事例を共有するとともに、学びの場を提供する。

(3) Y I C 多文化教室

対 象	市民
内 容	世界各国・地域の芸術等を学ぶ教室を開催する。

(4) 多言語スピーチコンテスト

実施時期	8月頃
対 象	12歳～15歳
内 容	多言語でのスピーチを通して表現力を身につけ、また異文化背景をもつ同世代の意見を聴くことを通し、文化の多様性に順応できる人材を育成する。

(5) ボランティアの育成及び支援

対 象	ボランティア登録者及び市民
内 容	①日本語の文法等の知識を学ぶ講座を開催する。 ②各種ボランティア研修会を開催し、ボランティア活動につなげるための人材育成を推進する。

4 在住・滞在する外国人等への支援事業

同じ文化背景をもつ人たちの情報交換の場、母語による生活情報の提供など在住・滞在外国人が安心して自立した生活が送れるよう支援する。

(1) 日本語交流

対 象	市民等
内 容	日本語学習をサポートしながら学習者と日本語で交流する。 学習者に日本語での発表の機会を提供する。

(2) 外国人市民のためのセミナー

対 象	外国人市民等
内 容	外国人住民の生活に役立つ内容のセミナーや日本文化を体験できる教室を開催する。

(3) 多言語による生活支援（翻訳・通訳・相談）

- | | |
|-----|--|
| 対 象 | 市民等 |
| 内 容 | ①府や市などの官公庁及び国際交流団体等からの依頼により各種手続き案内等の翻訳・通訳業務をする。
②在住・滞在外国人等が安心して生活できるよう相談に応じる。
また、必要に応じて通訳者を介す。
③在住・滞在外国人等が抱える問題に関しての情報を収集するとともにとともに必要に応じてその情報を提供する。 |

(4) 子ども居場所づくり「SALA」

- | | |
|-----|--|
| 対 象 | 6歳～15歳 |
| 内 容 | ①外国にルーツをもつ子どもたちや日本の学校に編入し日本語を母語としない子どもたちへの学習を支援する。また、日本語を母語とする子どもたちも集い、自分らしさを出せるよう「安心できる居場所づくり」に努める。
②学校で配布される文書等がわからない保護者にやさしい日本語で説明し、必要に応じて通訳者を介して説明する。 |

(5) 八尾市災害時多言語支援センター設置に向けて

- ①災害時に当国際交流センターが担う「災害時多言語支援センター」の設置に向け、八尾市と協議し連携を図る。
- ②市民が防災について理解を深め、災害が起きたときに住民同士が協力し、互いに助け合うことの意識向上とネットワークの強化を目的とした防災セミナーを他団体と連携し開催する。

5 国際交流団体等への支援事業

多文化共生社会を推進するため、市民や団体等の自主的な活動に対して支援する。また、他団体の行う事業に参加し、連携を図る。

(1) 市内国際交流団体等に対する支援及び協力

- | | |
|-----|--|
| 対 象 | 団体、企業、学校等 |
| 内 容 | ①団体、企業、学校等が行う多文化共生社会を推進する事業において、当国際交流センターのネットワークを活かしながら相互に連携を図る。
②国際交流団体等が主催する公益的かつ非営利事業及び多文化共生を促進する事業に対して後援する。 |

(2) 国際交流イベントへの参加

- | | |
|-----|---|
| 内 容 | 他団体主催の交流や啓発イベントに参加することで、各地域などでの繋がりを深め、また、当国際交流センターの活動を紹介し、発信していく。 |
|-----|---|

(3) 他団体との連携

- | | |
|-----|--|
| 内 容 | ①多文化共生社会の実現を目指す一つの施策として大阪経済法科大学と連携し、外国人住民の心の居場所を提供する。
②国際交流団体等が主催する交流事業や連絡会に参画し、多文化共生社会に関する情報を共有するとともに、問題解決に向けた取組みに努める。 |
|-----|--|

6 国際交流に関する情報収集及び広報事業

当国際交流センターの活動を幅広く紹介し、関心を高めてもらえるよう各種媒体を使い広域に発信する。

(1) Y I C だより (事務局だより)・ボランティア通信の発行

- | | |
|------|--|
| 発行回数 | 毎月1回程度 |
| 発行部数 | Y I C だより 約1200部/回 |
| 内 容 | 当国際交流センターが実施する事業や他団体のイベント案内等の情報を広報することで、事業への参加促進と、多文化共生事業に理解を深める目的で発行する。 |

(2) ホームページ

- | | |
|-----|--|
| 内 容 | ホームページやSNSを通して当国際交流センターの事業紹介等において内容の充実に努め、広域での関心を高めるとともに事業への参加を促進する。 |
|-----|--|

(3) 新聞・図書・W i f i 等の提供

- | | |
|-----|--|
| 内 容 | ①多言語の新聞・情報誌、国際交流や異文化理解、多文化共生等に関する図書等を収集し、提供や貸出しを行う。
②無料W i f i を事務所に設置し、情報収集ができる場を提供するとともに当国際交流センターボランティア活動に役立ててもらおう。 |
|-----|--|